

新型コロナウイルス感染症対応のための
県内医療機関の看護職員応援派遣調整事業実施要綱

(目的)

第 1 条 県内の医療機関で働く看護職員や患者が新型コロナウイルス感染症の感染者あるいは濃厚接触者となり、医療機関における看護提供体制の継続が困難となった場合、看護職員が不足する医療機関に対して、県内の他の医療機関から看護職員の応援派遣調整支援を行うことにより、地域の医療提供体制を継続することを目的とする。

(事業の実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、滋賀県看護協会とし、効率的な応援派遣調整をできるようにするために、医療機関の管理者や看護管理者の理解と協力のもと、所属する看護職員のうち数名を応援派遣看護職員として決定し、応援派遣が必要となった場合に派遣に向けた調整を行うものとする。

(看護職員応援派遣事業の対象)

第 3 条 医療機関において、多数の看護職員や患者が新型コロナウイルス感染症に感染、あるいは多数の看護職員が濃厚接触者となることにより、一時的に看護職員が著しく不足して看護提供体制の維持継続が困難と判断され、県内の医療機関からの看護職員の応援派遣が必要とされた場合を看護職員応援派遣事業の対象とする。

(本事業への参加登録及び管理)

- 第 4 条 本事業に参加する医療機関は、看護協会に「新型コロナウイルス感染症対応のための県内医療機関の看護職員応援派遣調整事業参加申請書」(様式第 1 号)に記入の上申請するものとする。
- 2 看護協会は、前項の申請書を提出した医療機関に対し、登録決定したことを通知するものとする。(様式第 2 号)。
 - 3 看護協会は、医療機関の圏域(地区支部)別に登録した医療機関の名称および所在ならびに連絡先の一覧を作成する。(様式第 3 号)。

(応援派遣看護職員の役割と要件)

- 第 5 条 応援派遣看護職員は、新型コロナウイルス感染症拡大の際に、他の医療機関で看護職員を必要とする際に、その医療機関における看護ニーズに応じた看護を提供する。医療安全上の観点より、感染症患者の看護、感染症集団発生した部署での看護及び 1 人での診療補助業務はしないことを原則とする。
- 2 応援派遣看護職員は、応援派遣元医療機関と応援派遣先医療機関等との出向契約及び応援派遣先医療機関との雇用契約に基づき、応援派遣先医療機関等の指揮下で看護を行うものとする。

3 応援派遣看護職員は、以下の要件とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大により看護職員を必要としている他の医療機関への応援意思があり、看護活動が可能であること
- (2) 医療機関の管理者や看護管理者の承認があること
- (3) 実務経験が5年以上であること
- (4) 所属部署において、適切な感染管理予防対策の看護実践ができていること

(安全確保のための対応)

第6条 応援派遣看護職員は、応援派遣前及び派遣終了後に新型コロナウイルスのPCR検査を受けることを原則とする。検査の実施は、派遣元医療機関及び派遣先医療機関で協議して行う。

- 2 応援派遣先医療機関は、応援派遣看護職員の活動期間中の労災保険に加入する。
- 3 応援派遣看護職員が派遣先医療機関で活動中に、自宅からの通勤が困難となった場合、派遣先医療機関は宿泊施設の提供やその経費を負担する。

(看護職員の応援派遣を希望する医療機関)

第7条 応援派遣事業を希望する場合は、第3条に示す状況となった場合、医療機関管理者の判断のもと、看護管理者が「看護職員の応援派遣依頼書」(様式第4号)に記入して、看護協会に提出する。

(看護職員の応援派遣出向契約及び雇用契約)

第8条 看護協会は、応援派遣依頼書が提出された医療機関に対して、看護職員応援派遣調整事業参加医療機関と応援派遣の調整を行う。

- 2 応援派遣元医療機関と応援派遣先医療機関の管理者は、「看護職員応援派遣出向契約書」(様式第5号)を記入のうえ、出向契約締結後に応援派遣を行う。
- 3 派遣元・先の医療機関の出向契約後に、出向先の医療機関は、応援看護職員とは雇用契約書例(様式第6号)等を用いて雇用契約を行う。

(応援派遣期間)

第9条 応援派遣看護職員の派遣期間は、以下を含む期間とする。

- (1) 看護職1人当たり5日間程度の活動とするが、状況により変更する。
- (2) 応援派遣終了後に新型コロナウイルス感染症のPCR検査を実施する場合は、検査結果が判明するまでの期間

(応援派遣事業にかかる費用負担)

第10条 応援派遣事業にかかる費用は、以下の通りとする。

- (1) 派遣元医療機関は、応援看護職員を出勤または出張の扱いとし以下の費用を負担する。
 - ① 派遣期間の給料及び手当(時間外勤務手当および夜勤手当等を含む。)
 - ② 応援派遣元医療機関から応援派遣先医療機関等までにかかる通勤費

- (2) 派遣元の医療機関が負担した費用は、派遣先医療機関にその費用を請求する。
- (3) 応援派遣看護職員を受けた派遣先の医療機関は、上記(1)(2)に係った費用を派遣元医療機関に支払う。
- (4) 以上を原則とするが、派遣元・派遣先双方の合意の上で経費を確定することとする。また、活用可能な補助金を活用しての対応とする。

(応援派遣事業の終了)

- 第 11 条 看護職員の応援派遣事業を利用した医療機関は、応援派遣の終了が見込まれる 2 日前までに、看護協会に対し、その旨を届け出るものとする(様式第7号)。
- 2 看護協会は、前項の届出を受理したときは、事業に協力した医療機関に対して終了の報告等を行うこととする。

(事故補償)

- 第 12 条 応援派遣看護職員が派遣先医療機関において活動中に損害が発生した場合、応援派遣先医療機関での労災保険による対応が原則であり、応援派遣看護職員に不利益が生じないように、十分留意する。

(その他)

- 第12 条 この要綱に定めるもののほか、応援看護職員派遣事業に関して必要な詳細事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 12 月 29 日から施行する。

【様式第1号：医療機関から看護協会へ】

発信者：	受信者： 滋賀県看護協会
FAX 番号：	FAX 番号： 077-562-8998
電話番号：	電話番号： 077-564-6468

新型コロナウイルス感染症対応のための
県内医療機関の看護職員応援派遣調整事業参加申請書

滋賀県看護協会「地域の医療提供体制確保のための看護職員派遣調整事業」
の実施要綱に則り、本事業への参加を申請します。

応援派遣看護職員として、_____名協力いたします。

令和 年 月 日

医療機関名 _____


住所 _____

管理者 _____

看護管理者 _____

【様式第2号：看護協会から医療機関へ】

発信者：	受信者： 滋賀県看護協会
FAX 番号：	FAX 番号： 077-562-8998
電話番号：	電話番号： 077-564-6468



新型コロナウイルス感染症対応のための
県内医療機関の看護職員応援派遣調整事業参加登録通知書

医療機関名 _____

管理者名 _____ 殿

滋賀県看護協会「新型コロナウイルス感染症対応のための県内医療機関の看護職員応援派遣調整事業」への参加申請により、登録を通知いたします。

令和 年 月 日

公益社団法人 滋賀県看護協会

会長 廣原 恵子 印

【様式第3号：看護協会で作成】

新型コロナウイルス感染症対応のための
県内医療機関の看護職員応援派遣調整事業参加登録医療機関一覧

圏域	医療機関名	所在地	連絡先	応援看護職員 の人数
大津 第1地区支部				
湖南 第2地区支部				
甲賀 第3地区支部				
東近江 第4地区支部				
湖東 第5地区支部				
湖北 第6地区支部				
湖西 第7地区支部				

【様式第 4 号：医療機関から看護協会へ】

発信者：	➔	受信者： 滋賀県看護協会
FAX 番号：		FAX 番号： 077-562-8998
電話番号：		電話番号： 077-564-6468

看護職員の応援派遣依頼書

新型コロナウイルス感染発生の概況と看護職員の状況について

患者の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発症患者 _____名 ・濃厚接触患者 _____名 ・発生した病棟の病床数 _____床 ・主な診療科 _____科 その他
看護職員の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発症看護職員 _____名 ・濃厚接触看護職員 _____名 その他

上記の状況より、看護職員 _____名の応援派遣を依頼します。

令和 _____年 _____月 _____日

医療機関名 _____

住所 _____

管理者 _____

看護管理者 _____

【様式第5号：派遣元医療機関と派遣先医療機関】

看護職員応援派遣出向契約書

「新型コロナウイルス感染症対応のための県内医療機関の看護職員応援派遣調整事業」として、派遣元医療機関の看護職員を在籍のまま、派遣先医療機関に出向させるにあたり、その取扱いについて下記の通り契約を締結する。

記

(契約内容)

第1条 当医療機関の看護職員を在籍のまま、派遣先の医療機関に派遣させ、医療機関の管理者及び看護管理者の指揮監督下で看護業務を行うものとし、派遣先医療機関から各々の応援派遣看護職員へ雇用契約書(別紙ひな形又は、医療機関の書式に準じる)を発行する。

- (1) 応援派遣看護職員名 :
- (2) 派遣元医療機関名 :
- (3) 派遣先医療機関名 :
- (4) 業務内容 : 看護業務(医療安全上の観点より、感染症患者の看護、感染症集団発生した部署での看護及び1人での診療補助業務はしないことを原則とする。)

(派遣期間)

第2条 派遣期間は、以下の通りとする。

- (1) 開始日 令和 年 月 日
- (2) 終了日 令和 年 月 日

2 前項にかかわらず、派遣期間について状況により変更することができるものとする。

(就業時間等)

第3条 就業時間や休憩時間等については、派遣先の就業規則に従うものとする。

(応援派遣事業にかかる費用負担等)

第4条 応援派遣事業にかかる費用は、以下の通りとする。

- (1) 派遣元医療機関は、応援看護職員を出勤または出張の扱いとし以下の費用を負担する。
 - ① 派遣期間の給料及び手当(時間外勤務手当および夜勤手当等を含む。)
 - ② 応援派遣元医療機関から応援派遣先医療機関等までにかかる通勤費
- (2) 派遣元の医療機関が負担した費用は、派遣先医療機関にその費用を請求する。
- (3) 応援派遣看護職員を受けた派遣先の医療機関は、上記(1)(2)に係った費用を派遣元医療機関に支払う。
- (4) 以上を原則とするが、派遣元・派遣先双方の合意の上で経費を確定することとする。また、活用可能な補助金を活用しての対応とする。

(安全確保のための対応)

第 5 条 応援派遣看護職員は、応援派遣前及び派遣終了後に新型コロナウイルスの PCR 検査を受けることを原則とする。検査の実施は、派遣元医療機関及び派遣先医療機関で協議して行う。

2 応援派遣先医療機関は、応援派遣看護職員の活動期間中の労災保険に加入する。

3 応援派遣看護職員が派遣先医療機関で活動中に、自宅からの通勤が困難となった場合、派遣先医療機関は宿泊施設の提供やその経費を負担する。

(事故補償)

第 6 条 応援派遣看護職員が派遣先医療機関において活動中に損害が発生した場合、応援派遣先医療機関での労災保険による対応が原則であり、応援派遣看護職員に不利益が生じないように、十分留意する。

(応援派遣期間中の被服)

第 7 条 応援派遣期間中の被服の貸与や洗濯は、派遣先の医療機関が行うものとする。

(秘密保持)

第 8 条 応援派遣看護職員は、応援派遣期間中に知り得た派遣先の医療機関の運営や人事等の情報、職員や患者等の個人情報等を外部に漏洩してはならない

(協議)

第 9 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、派遣元・派遣先医療機関の協議のうえ定める。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、派遣終了の令和 年 月 日までとする。

(契約書の保管)

第 11 条 本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、記名捺印の上、各々 1 通を保有する。

令和 年 月 日

応援派遣元施設名

管理者

印

令和 年 月 日

応援派遣先施設名

管理者

印

【様式第6号：派遣先医療機関と応援派遣看護職】

雇 用 契 約 書 （例）

※これは例であり、自組織の様式で対応すること

項 目	内 容
雇用契約の期間	令和 年 月 日 から 年 月 日
活動場所	看護部 部署 _____
仕事の内容	
就業時間及び 休憩時間	時 分から 時 分まで うち休憩時間 分
休日労働	有 ・ 無
労災保険	有 ・ 無
相談窓口	
その他	
令和 年 月 日	
	医療機関名 _____
	管理者役職名・氏名 役職名 _____ 氏名 _____ 印 _____
	看護職 氏名 _____ 印 _____
	住所 _____

【様式第7号：派遣先医療機関から看護協会へ】

発信者：	受信者： 滋賀県看護協会
FAX 番号：	FAX 番号： 077-562-8998
電話番号：	電話番号： 077-564-6468

応援看護職員の派遣事業の終了報告書

この度の応援看護職員派遣事業は、

令和 年 月 日から 月 日をもって

終了とします。

令和 年 月 日

応援派遣を受けた医療機関名 _____

管理者 _____

看護管理者 _____